

(作成日：令和 7 年 7 月 16 日)

切り落とし牛肉の輸出にかかるラベルへの表示方法について

日本から輸出される牛肉のラベルへの表示方法については、各輸出先国別の取扱要綱において定めているところですが、様々な部位が混合した切り落とし牛肉（※）を輸出する際の食肉衛生証明書及び製品表示の方法については、二国間で詳細に定めていないため、これまで切り落とし牛肉の輸出要望のあった以下の国の政府当局に対して、表示方法を確認したため、以下記載します。

※切り落とし牛肉：複数の部位を同一の個包装（パック）に入れたもの。
牛肉以外の原料は含まれておらず、1 パックは同一個体から構成され、由来牛の追跡（トレース）が可能であることが前提。

1. 台湾、香港及びシンガポール
全ての部位名を記載すること。

2. カナダ
全ての部位名を記載すること。
その際、各部位名は WMSD に出来るだけ近い表現で記載すること。

(参考) WMSD (Wholesale meat specifications document)

<https://inspection.canada.ca/food-label-requirements/labelling/industry/meat-and-poultry-products/wholesale-meat-specifications/eng/1420220732302/1420220804732>

3. 米国
「Various Cuts」等の全ての部位名を記載しない表示も可能。
表示については、米国国内の表示規定及び 9CFR412.1 及び 412.2 の規定に従うこと。

4. 豪州
輸出される物は全て骨なしの骨格筋（横隔膜含む）である必要。その上で、切り落とし牛肉を輸出する際には、全ての部位名をラベルに表示する必要はない。
例えば、「Chilled boneless beef Mixed Parts」等の全ての部位名を記載しない表示が可能。